

## 指定管理者選定委員会における候補者の選定結果概要

(課名:障害福祉課)

1 施設名		滋賀県立聴覚障害者センター								
2 施設の概要		敷地面積: 690m <sup>2</sup> 延床面積: 868m <sup>2</sup> 施設構造: 鉄筋コンクリート造 2階建て  施設内容 (所在地) 草津市大路二丁目11-33 (設置目的) 聴覚障害者情報提供施設として、聴覚障害者用の録画物の制作および貸出し、手話通訳者・要約筆記者の養成および派遣、情報機器の貸出し、生活等に関する相談、学習・文化活動・レクリエーション活動等を通じて、聴覚障害者の自立および社会活動への参加を促進する。 (設置年月) 平成7年10月								
3 指定期間		非公募								
募集要項配布期間		令和2年8月28日 ~ 令和2年10月9日								
申請受付期間		令和2年8月28日 ~ 令和2年10月9日								
募集概要	募集内容	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日 (5年間)								
		(1) 施設の運営に関する業務 聴覚障害者への情報提供等、聴覚障害者センターの設置目的に即した業務 ①聴覚障害者用の録画物の制作および貸出し ②手話通訳者および要約筆記者の養成および派遣 ③情報機器の貸出し ④聴覚障害者の生活等に関する相談の実施 ⑤聴覚障害者の学習、レクリエーション、文化活動等の支援 ⑥その他聴覚障害者センターの設置の目的を達成するために必要な業務 (2) 施設(設備および備品を含む)の維持管理に関する業務 施設、設備および備品を常に適正な状態にしておくため、清掃、各種保守点検、維持修繕などを行う業務								
管理料参考額		214,875,000円 (消費税および地方消費税を含む。)								
4 応募状況		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">申 請 者</th> <th rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">グループの構成 (グループ申請の場合)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">所在地</th> <th style="text-align: center;">名 称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">滋賀県草津市 大路二丁目 11-33</td> <td style="text-align: center;">社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">合計 1 者</p>		申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)	所在地	名 称	滋賀県草津市 大路二丁目 11-33	社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会
申 請 者		グループの構成 (グループ申請の場合)								
所在地	名 称									
滋賀県草津市 大路二丁目 11-33	社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会									
5 審査の概要および結果	審査方式		滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会において、申請書類の内容について、申請者のプレゼンテーションおよび質疑応答を行い、あらかじめ定めた審査基準に基づき総合的に審査し、指定管理者の候補者を選定する。							
	選定委員会委員 *委員長 (50音順、敬称略)		青木 雅子 ((公社)認知症の人と家族の会滋賀県支部副代表) 植松 潤治 (滋賀県障害児者と父母の会連合会会長) *津止 正敏 (立命館大学産業社会学部教授) 皆川 香織 (滋賀県P.T.A連絡協議会前理事) 森田 淳一 (公認会計士) 渡部 雅之 (滋賀大学副学長)							
審査基準		別紙参照								

審査経過		第1回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日)令和2年7月30日 (内容)指定管理者募集要項および審査基準について検討 第2回滋賀県健康医療福祉部指定管理者選定委員会 (開催日)令和2年10月30日 (内容)申請者からのプレゼンテーション、候補者の選定																																		
指定管理者の候補者		社会福祉法人 滋賀県聴覚障害者福祉協会																																		
評価結果、選定理由、選定委員会の概要		<p><b>【評価結果】</b></p> <p>○選定基準に基づく採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>選定基準1</th><th>選定基準2</th><th>選定基準3</th><th>選定基準4</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会</td><td>8.0/10</td><td>35.2/45</td><td>20.0/25</td><td>15.8/20</td><td>79.0/100</td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※点数は各委員の平均値 (100点満点)</p> <p>○各委員の採点結果</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>A委員</th><th>B委員</th><th>C委員</th><th>D委員</th><th>E委員</th><th>F委員</th><th>合計</th><th>平均値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会</td><td>70</td><td>80</td><td>73</td><td>84</td><td>80</td><td>87</td><td>474</td><td>79.0</td></tr> </tbody> </table> <p>○提示額一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>申請者</th><th>提示額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会</td><td>214,875,000円</td></tr> </tbody> </table> <p><b>【選定理由】</b> 県民の公平な利用の確保や施設の効用を最大限に発揮させること、管理に係る経費の縮減、安定した管理運営能力の4つの基準に基づき審査を行った結果、委員会にて目安とされた点数を上回る評価を得た。</p> <p><b>【指定管理者選定委員会の概要】</b> (委員)滋賀県の実態を踏まえた業務とあるが、滋賀県ならではの特徴はあるか。 (申請者)聴覚障害者へのコミュニケーション支援について、他県では各市町がそれぞれ事業を行っていることが多いが、滋賀県では、県のセンターが拠点となって市町への支援も行っている。  (委員)協会には各地域への支部のようなものはあるのか。 (申請者)センターの機能を地域に広げていくためにも、B型事業所を湖南と湖北に設置するなどしている。また、各地域のろうあ協会等とも連携して取り組んでいる。</p> <p>上記の結果、社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会を指定管理者の候補者として選定した。</p>	申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	合計	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	8.0/10	35.2/45	20.0/25	15.8/20	79.0/100	申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計	平均値	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	70	80	73	84	80	87	474	79.0	申請者	提示額	社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	214,875,000円
申請者	選定基準1	選定基準2	選定基準3	選定基準4	合計																															
社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	8.0/10	35.2/45	20.0/25	15.8/20	79.0/100																															
申請者	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	F委員	合計	平均値																												
社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	70	80	73	84	80	87	474	79.0																												
申請者	提示額																																			
社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会	214,875,000円																																			

別紙《聴覚障害者センター指定管理審査基準》

選定基準 (条例第5条第2項)	審査項目	審査内容	確認する書類	配点 (100点満点)
1 事業計画の内容が、県民の公平な利用を確保することができるものであること（1号）	・公平な利用を図るための具体的手法および期待される効果	・県立施設として県内全域を対象とした事業展開が可能であるか。 ・使用許可手続きの公平性が確保されているか。 ・広く利用を呼びかける具体的手法が講じられているか。	・事業計画書 (運営方針) (運営計画)	10
2 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に發揮させるものであること（2号）	・施設の設置目的および県が示した管理の方針との整合性	・施設の設置目的を理解しているか。 ・県が示した管理の方針と事業者が提案した運営方針が合致するか。 ・事業内容が設置目的や管理方針に沿ったものとなっているか。		10
	・利用者の増加を図るための具体的手法および期待される効果	・利用拡大の取組内容は適切か。 ・地域、関係機関、ボランティア等との連携が図られているか。 ・対外的な情報提供（広報等）、情報発信は適切か。		10
	・サービスの向上を図るための具体的手法および期待される効果	・サービス向上のための取組内容は適切か。 ・申請要項に示した内容への提案は適切か。 ・全体的に施設の設備、機能を活用した内容となっているか。 ・県民ニーズの把握やその対応策が適切か。 ・利用者等からの苦情処理対応は適切か。 ・自主事業は、施設の設置目的に沿い、管理業務との相乗効果が期待できるか。	・事業計画書 (運営方針) (運営計画) (実施体制表)	10
	・施設の維持管理の内容、適格性および実現の可能性	・求めている実施水準が実施計画書で提案されているか。 ・施設管理、安全管理は適切か。 ・維持管理は効率的に計画されているか。	・取支計画書	5
	・施設の設置目的を達成するため必要な専門性が確保されているか	・事業実施に必要な専門職員が確保されているか。 ・事業実施にあたり相当の知識および経験を有する者を従事させ、障害者福祉や聴覚障害者への情報保障等に関して専門的技術を確保できているか。		10
3 事業計画の内容が、施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること（第3号）	・施設の管理運営に係る経費の内容	・県が示した管理料の参考額の範囲内であるか。 ・具体的な経費節減の計画があるか、実効ある取組が期待できるか。 ・管理運営経費の縮減に取り組む提案となっているか。	・事業計画書 ・取支計画書	25
4 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること（第4号）	・収支計画の内容、適格性および実現の可能性	・収入、支出の積算と事業計画の整合性は図られているか。 ・収支計画の実現可能性はあるか。		
	・安定的な運営が可能となる人的能力	・職員体制は十分か。 ・職員採用・確保の方策は適切か。 ・職員の指導育成、研修体制は十分か。		
	・安定的な運営が可能となる経理的基盤	・法人の財務状況は健全か。		
	・施設の運営実績	・当該施設を良好に運営した実績はあるか。		
	・その他適切な管理を行うための能力	・個人情報の保護が図られているか。 ・情報公開への対応は適切か。 ・環境への配慮がなされているか。 ・組織としての目標設定を行っているか。 ・防災、防犯その他緊急時への対応、体制は適切か。	・事業計画書 ・収支計画書 ・団体概要書 ・定款 ・登記事項証明書 ・財務諸表等	20